

## 運営上の注意事項

### 1 運営推進会議について

地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護を除く)は、「利用者、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の向上を図る」ことを目的とし、サービスの種類ごとに決められた回数の運営推進会議(もしくは介護・医療連携推進会議)を開催しなければなりません。

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者介護 看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2か月に1回
認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(H30 改正)	おおむね6か月に1回

#### 【チェック項目】

- 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)の報告、評価、要望、助言等について議事録を作成し、公表していますか。
- 議事録は運営推進会議(介護・医療連携推進会議)の構成員に配付していますか。  
※2か月に1回運営推進会議がある事業所は、次の運営推進会議で配付するのでも構いません。
- 運営推進会議では構成員から広く意見を求めていますか。  
※運営推進会議等の進め方については市ホームページで手順や資料作成の方法等を掲載しています。ご参照ください。
- 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護事業所は、市指導監査室に運営推進会議の開催日、使用した資料及び議事録を知らせていますか。

## 2 変更届について

指定内容に変更がある場合は、必要な書類を添えて「第2号様式」変更届出書を市指導監査室に提出してください。

平成30年4月1日付で算定体制(加算・減算等)を変更する場合は、4月13日(金)までに、変更届と各種加算等に必要な添付書類を市指導監査室までご提出ください。

変更届が必要な事項 …… 別紙1参照

### 【チェック項目】

- 別紙1の事項で変更があった時は10日以内に変更届を提出していますか。
- 別紙1の事項の変更届に必要な添付書類を把握していますか。  
※市ホームページにどんな添付書類が必要かを掲載しています。
- 加算の取得をするときは、加算の算定開始月の前月15日までに変更届を提出していますか。
- 加算の算定が出来なくなった場合や、減算をしなければならないときは速やかに変更届を提出していますか。  
※算定することのない加算を届け出ている場合は、一旦、「算定なし」で変更届を提出し、算定できる体制になってから再度、「算定あり」の変更届をしてください。
- 実地指導等で「運営規程」や「重要事項説明書」の内容の修正を指摘された場合は、修正した運営規程等の変更届をしていますか。

## 3 指定申請について

地域密着型サービス事業所の指定(更新)は、毎年度3回開催される「地域密着型サービス運営委員会」においてその指定について意見を聴くこととなっているので、委員会の開催に合わせて指定申請書の提出期限を設けています。

委員会は6月、10月、2月に開催する予定であり、指定申請の提出期限は、委員会開催月の前月の第2金曜日までです。

- ①6月開催 指定(更新)日が7月～10月の場合 …… 5月11日(金)まで
- ②10月開催 指定(更新)日が11月～2月の場合 …… 9月14日(金)まで
- ③2月開催 指定(更新)日が3月～6月の場合 …… 1月11日(金)まで

指定(更新)申請に必要な提出書類は、市ホームページを確認してください。申請様式や添付書類の参考様式はホームページからダウンロードできます。

### 【チェック項目】

- 自事業所がいつ指定有効期限を迎えるか把握していますか。

## 4 情報の伝達手段について

事業所への情報提供の手段は以下のとおりです。

- ① 「かいごへるふやまぐち」 主に山口県から事業所に対して情報提供
- ② 周南市ホームページ

市ホームページトップ → 組織で探す → 福祉医療部地域福祉課  
→ 地域福祉課ページ最下部「地域密着型サービス」  
→ 「地域密着型事業者向け情報」

- ③ 指導監査室からのメール  
・事務連絡 ・国、県等からの情報提供 ・調査の依頼 等

### 【チェック項目】

- 定期的(少なくとも1日に1度)にメールの受信を確認していますか。  
※メールアドレスの変更や、パソコンの故障等で電子メールの使用ができなくなった場合は、指導監査室に連絡してください。
- 市ホームページ「地域密着型サービス事業者向け情報」を閲覧できますか。  
※閲覧方法は上記②のとおり。または「YAHOO!JAPAN」「Google」等の検索エンジンで「周南市 地域密着型」と検索してください。

## 5 地域密着型サービスに関する質問の受付方法について

地域密着型サービスに関する以下の内容の質問について、質問内容の保存、回答の確実性を期すため、**原則メールでの受付**とします。

回答については、原則1週間以内に返信します。(業務の状況、国や県への紹介等により1週間以上の時間を要する場合があります。)

質問の回答を急いでいる場合は、その旨別に電話等でお知らせください。

メールで受付する質問の内容

- ① 地域密着型サービスのサービス提供に係るもの
- ② 地域密着型サービスの介護給付費に係るもの

参考 … 別紙2「地域密着型サービスに関する質問票」

## 6 市指導監査室への書類の提出について

市指導監査室への書類の提出は、円滑な業務遂行のため、以下の方法でさせていただきますようご協力をお願いいたします。

- ① 指定(更新)申請、変更届、廃止・休止・再開届、介護職員処遇改善加算等の「押印」を必要とする書類  
→ 郵送 または 持参
- ② ①以外の書類  
→ メール

### 【チェック項目】

提出方法に「メールで」と指定があるものについて、メールで提出していますか。

## 7 その他

### 1. 介護給付費の3割負担の導入について

平成30年8月より、介護給付費の3割負担が導入されます。8月1日から、現在の負担割合と変更となる場合があるので、必ず被保険者の「介護保険負担割合証」の確認をしてください。

また、運営規程及び重要事項説明書に利用料の負担について「1割又は2割」と記載している事業所は、8月1日付で「3割負担」がある旨も記載し、3割負担となる利用者には、必ず説明し、文書で同意を得てください。運営規程等に「介護保険負担割合証に応じた額」と記載のある事業所は変更不要ですが、制度改正については周知してください。

### 2. 介護職員処遇改善加算の届出

介護職員処遇改善加算の計画の届出は3月30日(金)までです。4月1日から当該加算を算定する事業所で、まだ、計画書を届け出していない事業所(法人)は期限までに提出してください。

### 3. 事故報告の範囲について

事業所における事故等については、**別紙3**のとおり<sup>3</sup>に報告をお願いします。

**事故報告書の提出先は高齢者支援課**です。提出方法は、メール、持参、郵送でお願いいたします。細かい字が読み取れない場合があるので、ファックスでの送付はやむを得ない場合を除きご遠慮ください。

高齢者支援課 介護給付・保険料担当 電話：0834－22－8467

メール：koureishien@city.shunan.lg.jp